

『速旅・がけっぷちリゾートドライブプラン』 利用規約

<周遊エリア内乗り放題コース用>

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と坂井・あわらエリア周遊滞在型観光推進委員会（以下「委員会」という）が発行する「がけっぷちリゾート周遊チケット」（以下「周遊チケット」といいます。）の購入が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

なお、周遊チケットはヤフー株式会社が運営するデジタルチケット販売サービス「パスマーケット」のシステムを利用した電子チケットとします。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社、委員会及びヤフー株式会社が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2022年1月5日（水）から2022年3月31日（木）までの期間とします。この期間のうち申込時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（コース毎に別表1に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、周遊チケットは本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日に引換えることができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間の申込はできません。

- 一 利用可能期間にゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの交通混雑期を含むとき（具体の期間は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 二 利用可能期間に当社が別途指定する日を含むとき（具体的な日程は、決定次第、当社公式WEB

サイトにてお知らせします。)

三 施設利用日が、委員会が別途指定する日に該当するとき（具体的な日程は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）

2 利用可能期間の周遊通行（第9条に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへの申し込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用開始日の前日までに行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者（以下「申込者」といいます。）が会員登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書（以下「申込確認書」といいます。）をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）」（以下「会員マイページ」といいます。）上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。

4 周遊チケット料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は、施設利用日に引換場所にて、インターネットに接続可能なスマホまたはタブレット端末の画面上で提示し、係員の指示に従ってください。

7 第16条第1項、第2項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一である申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、申込内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申込を行ってください。

（周遊チケットの引換及び利用方法）

第8条 申込者は第5条第1項であらかじめ指定した1日の引換受付時間内に、坂井市東尋坊観光交流センターにてスマホ・タブレット画面の提示を行ってください。施設の認証コードを入力することによって、

周遊チケットを提供します。

- 2 スマホ・タブレット画面の提示ができなかった場合は、周遊チケットを引換することはできません。
- 3 内容の変更を希望される場合は、その旨を坂井市東尋坊観光交流センターに申し出て、係員の案内に従ってください。
- 4 周遊チケットの利用できる箇所及びサービス・商品については、委員会が運営するがけっぷちリゾート公式ホームページ（URL：<https://sakai-awara.jp/>）内に掲示したとおりとします。
- 5 周遊チケットの返金、換金、譲渡はできません。また利用時のおつりはできません。他の割引サービスなどとの併用はできません。
- 6 周遊チケットの有効期限は、申込月の翌月 2 日までとなり、有効期限を超えた周遊チケット等は返金やご利用はできません。
- 7 その他周遊チケットの利用条件は、委員会及びヤフージャパン株式会社が定める約款、規約等によるものとします。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第 9 条 高速定額利用の対象となる通行は、周遊エリア（別表 2 に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

- 2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第 10 条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第 5 条第 1 項に規定する利用可能期間内の最後に流入した走行が満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第 11 条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申込時に登録した車種に属する車両で通行してください。

- 2 料金所を通過するときは、申込時に登録した ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC ゲートで ETC 無線通信により通行してください。登録した ETC カード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所の ETC レーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録した ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート IC を利用の場合は「インターホン」によりお申

し出ください。

- 4 出口料金所の E T C レーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申込時に登録した E T C カードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第 12 条 本プランの料金は、別表 1 に定めるとおりです。

- 2 当社は、高速定額利用料金と周遊チケットの料金を分けて請求いたします。なお、周遊チケットにかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね 2 ～ 3 週間後の日付となります。
- 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、E T C 車載器、「E T C 利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
- 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又は E T C カード事務局（E T C パーソナルカードの管理運営を行うため 6 会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T C マイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 5 E T C パーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの 80% 相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

- 第 13 条 高速定額利用に、E T C マイレージサービス以外の割引（E T C 時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 E T C マイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
 - 3 申込時に登録した E T C カードに、E T C マイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
 - 4 E T C マイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。
 - 5 周遊チケット料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第 14 条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申込時に登録した E T C カードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

- 二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。
 - 三 利用可能期間以外の日に入出口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。
 - 四 利用可能期間に入出口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに入出口インターチェンジを流出しなかったとき。
 - 五 周遊通行以外の通行を行ったとき。
 - 六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用の申込を無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。
 - 二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。
- 3 本プランの申込が次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申込を無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること。
 - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 三 申込時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（引換の制限）

第15条 次の各号の一に該当するときは周遊チケットの引換をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき。
- 二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。
- 三 申込確認書に定める指定の引換場所以外での引換を求められたとき。
- 四 すでに交換を行っているとき。
- 五 第16条に規定する解約を行ったとき（なお引換をした場合は、周遊チケットの料金を請求します）

（解約等）

第16条 本プランの申込者は、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社公式WEBサイトにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用の申込又は周遊チケットの申込のいずれか一方のみの解約をすることはできません。

- 2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。
- 一 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定める周遊チケットの引換を受けなかった場合は、高速定額利用と周遊チケットとも遡って解約がされたものとします。
 - 二 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定める周遊チケットの引換をした場合は、高速定額利用のみ遡って解約が

されたものとします。

- 3 周遊通行を行った場合は、周遊チケットの引換の有無にかかわらず、周遊チケット料金の払戻しをいたしません（当社又は委員会の責による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまが指定する住所に委員会から周遊チケットを配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申し出の有効期間は利用日から 2 か月間、配送された周遊チケットの有効期間は 2022 年 4 月 2 日までとなります。
- 4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。通行した区間の通行料金と周遊チケットの料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報の保護及び取扱い）

- 第 17 条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。
- 2 当社は、第 6 条第 4 項に定めるクレジットカード決済において、クレジットカード発行会社が行う不正利用検知および防止のために必要な範囲内で、申込者が会員登録した際に当社が入手した個人情報を申込者が決済に使用したクレジットカードの発行会社に提供いたします。なお、クレジットカード発行会社が外国にある場合、当社が提供した個人情報は当該の会社へ移転される場合があります。また、申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の承諾を得たうえで、本プランを申込するものとします。
 - 3 当社は、第 8 条に定める方法により周遊チケットを引換するための手続きに必要な範囲内で、委員会及び申込確認書に定める指定の引換場所に対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日を提供いたします。

（免責事項）

- 第 18 条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
 - 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

（規約の変更）

- 第 19 条 当社は、本規約を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
 - 3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	周遊チケット引換日 (注 1)	
						引換日	引換時間
周遊チケット 【1セット】	なし	B	<u>5,280 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,300 円 周遊チケット分 1,980 円	<u>4,580 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,600 円 周遊チケット分 1,980 円	お客さまが 指定する 2 日	左 記 の う ち 1 日	9 時~17 時
周遊チケット 【1セット】	なし	C	<u>6,180 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,200 円 周遊チケット分 1,980 円	<u>5,280 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,300 円 周遊チケット分 1,980 円	お客さまが 指定する 2 日	左 記 の う ち 1 日	
周遊チケット 【2セット】	なし	D	<u>11,260 円</u> (内訳) 高速定額利用分 7,300 円 周遊チケット分 3,960 円	<u>9,760 円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,800 円 周遊チケット分 3,960 円	お客さまが 指定する 3 日	左 記 の う ち 1 日	

注 1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 2 : 高速定額利用 (周遊エリア)

番号	区間名
B	北陸自動車道 木之本 IC~片山津 IC 舞鶴若狭自動車道 敦賀 JCT~小浜 IC
C	北陸自動車道 敦賀 IC~金沢東 IC
D	名神高速道路 小牧 IC~彦根 IC 北陸自動車道 米原 JCT~高岡砺波スマート IC 舞鶴若狭自動車道 敦賀 JCT~敦賀南スマート IC 東海北陸自動車道 一宮稲沢北 IC・一宮 JCT~小矢部砺波 JCT 東海環状自動車道 富加関 IC~山県 IC、養老 IC~大野神戸 IC

別表 3：周遊チケットが利用可能な箇所及びサービス・商品

周遊チケットの内容

種別	内容・数量	利用内容
周遊 チケット	がけっぷちリゾート 周遊チケット 周遊エリア番号 B及びC：1セット D：2セット	・委員会が運営するがけっぷちリゾート公式ホームページ(URL：https://kanko-sakai.com/topics/detail.php?id=75)内に掲示した参画施設で使える500円相当の電子チケットが、1セットにつき6枚組(500円券×6枚)とします。 ・<u>1施設につき1人1枚のご利用に限り</u>ます。 ・各施設等における利用条件は上記Webサイト内に掲示します。 ・不足分は現地にてお支払いとします。 ・休業日や営業時間などは、各施設のホームページ等でご確認いただくか、直接各施設までお問い合わせください。 ・予約が必要なサービス等をご利用の際は、あらかじめお客様ご自身で各施設へ直接ご予約ください。 ・周遊チケットはヤフー株式会社が運営するデジタルチケット販売サービス「パスマーケット」のシステムを利用した電子チケットとし、ご利用に当たっては、同社が定める約款、規約等が適用されます。

※がけっぷちリゾート周遊チケット参画施設一覧は、委員会が運営するがけっぷちリゾート公式ホームページ(URL：<https://kanko-sakai.com/topics/detail.php?id=75>)でご確認ください。

※新型コロナウイルスの影響により、サービス内容が通常と異なる場合がございます。チケット利用対象の各施設へお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。

※家族、友人とシェアして使えますが、各施設での利用は1人1回1枚までとなります。

※入場料・体験料等の不足分は現地でお支払いください。

※各施設により、上表に記載の利用条件があります。

<利用方法>

対象施設：利用時に、施設毎のコードをスマホ等の画面上で入力しもぎり提示。不足分を現金などでお支払い。

<有効期間> 申込月の翌月2日まで

※定休日や利用除外日など、利用できない日があります。各施設のホームページ等でご確認いただくか、各施設まで直接お問い合わせください。